

平成 17 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 スカイマーク エアラインズ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西久保 愼一
(コード番号 9204 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経理本部長 有森 正和
(TEL 03-5402-6767)

第 4 回新株予約権 (第三者割当) の買入れに関するお知らせ

当社は、平成 17 年 11 月 15 日開催の当社取締役会において、平成 17 年 8 月 16 日開催の当社取締役会決議に基づく平成 17 年 9 月 1 日発行の第 4 回新株予約権の残存数全部について、新株予約権発行要項に基づき、下記の通り買入れすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 買入れる第 4 回新株予約権

(1) 新株予約権の残数 200 個 (新株予約権 1 個につき、24,900 株)

(2) 新株予約権者 住所 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
氏名 ゴールドマン・サックス証券会社
代表取締役社長 持田 昌典

所有する新株予約権の数 200 個

(3) 行使の状況

平成 17 年 9 月 1 日に発行された新株予約権の総数 200 個

平成 17 年 11 月 14 日までに行使された新株予約権の数 0 個

2. 買 入 れ 日

平成 17 年 12 月 10 日

3. 買 入 れ 総 額

11,839,940 円 (新株予約権 1 個につき、金 59,199.7 円)

4. 買 入 れ 事 由

当社は第 4 回新株予約権の買入れにより、新株予約権発行要項の範囲内において資金調達的手段を継続させ、株式市場の動向により新たな譲渡先から資金の調達を可能にするため。

なお、買入れ価額は新株予約権発行要項に基づき、新株予約権発行日から買入れ日までの消却の対価相当額を発行価額相当額から控除し決定しております。

以 上

〔ご参考〕

第4回新株予約権

(新株予約権の名称) スカイマークエアラインズ株式会社 第4回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

1. 本新株予約権の総数 200個
2. 本新株予約権の発行総額 15,786,600円とする。
3. 本新株予約権の申込期間 平成17年9月1日
4. 本新株予約権の払込期日 平成17年9月1日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により全てをゴールドマン・サックス証券会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 4,980,000 株とする。(本新株予約権 1 個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は 24,900 株とする。)
ただし、第7項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
7. 各本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第11項の規定に従って行使価額(第9項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、第11項第(2)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
8. 各本新株予約権の発行価額
本新株予約権 1 個あたり 78,933 円(本新株予約権の目的である株式 1 株あたり 3.17 円)
9. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初602円とする。

10. 行使価額の上方向修正

平成17年10月21日以後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値が、決定日に有効な行使価額の115%に相当する金額を上回る場合には、行使価額は、決定日の翌取引日以降、当該平均値の95%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正される。なお、時価算定期間内に、第11項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される当社普通株式の発行及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から

当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなしたものに対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については第 21 項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 ただし書の場合は株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（このうち、終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 第 10 項又は本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前又は調整前の行使価額、

修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使請求期間

平成 17 年 9 月 2 日から平成 18 年 9 月 1 日まで（ただし、第 14 項各号に従って本新株予約権の全部又は一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却のための公告又は通知がなされた日のいずれか早い方の日を行使請求期間の最終日とする。）。ただし、行使請求期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

- (1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ 1 か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権 1 個あたり以下の方法で算出された消却の対価相当額にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を消却することができる。ただし、消却されるべき新株予約権につき新株予約権証券を発行していない場合は、当社取締役会で定める消却日に先立つ 2 週間以上前に、当該消却日に本新株予約権の消却の効力が生じる旨を公告し、又は新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行うものとする。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、消却の対価相当額は、(i)消却のための公告又は通知が払込期日から平成 17 年 9 月末日（同日を含む。）までに行われた場合は本新株予約権 1 個あたりの発行価額相当額（以下「消却基準価額」という。）とし、(ii)以降、(a)消却基準価額から、(b)払込期日を含む暦月の翌月（同月を含む。）より消却のための公告又は通知を行った日を含む暦月（同月を含む。）までの月数に、(c)消却基準価額を乗じた上で、(d)12 で除した額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）を控除した残額（つまり、 $\{(a) - (b) \times (c) \div (d)\}$ ）とする。
- (2) 当社は、本新株予約権の発行日以降、いつでも本新株予約権の全部又は一部について買入れ、これを消却することができる。

15. 株式交換又は株式移転における新株予約権の承継

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない本新株予約権にかかる義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させるものとする。ただし、当該株式交換又は株式移転に際し、当社株主総会（他社と共同で完全親会社を設立する場合には、当社及び当該他社のそれぞれの株主総会）において、以下に定める方針に沿って完全親会社が本新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- (2) 各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率等の条件を勘案の上、割当株式数を調整する。

(3) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

株式交換又は株式移転の比率等の条件を勘案の上、行使価額（第 10 項又は第 11 項により修正又は調整がなされた場合には修正又は調整後の行使価額）を調整する。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

第 12 項に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、第 12 項に定める新株予約権の権利行使期間の終了日までとする。ただし、第 12 項ただし書に準じた条件に服する。

(5) その他の新株予約権の行使の条件ならびに消却事由

本新株予約権の条件に準ずるものとする。ただし、消却価額は無償とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限りこれを発行する。

18. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第 19 項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

(2) 前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額（以下「払込金」という。）を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(3) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

19. 本新株予約権の行使請求受付場所

スカイマークエアラインズ株式会社 総務人事本部

20. 本新株予約権の発行価額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿支店

21. 本新株予約権行使の効力発生時期等

(1) 本新株予約権の行使の効力は、第 18 項第(1)号の行使請求書及び当該行使にかかる本新株予約権の新株予約権証券（ただし、発行が行われている場合）が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

(2) 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

22. 新株予約権行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、本新株予約権の行使が 4 月 1 日から 9 月 30

日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

23. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

24. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

当社は、所定の条件のもとに二項モデルを用いて、本新株予約権の理論価値(オプションバリュー)を算出した。かかる算出の過程においては、本新株予約権の行使価額その他の本新株予約権の内容、とりわけ、発行日以降(発行日を含む。)いつでも当社取締役会において本新株予約権の消却を決議することが可能であり、消却を決議した場合にはその通知がなされた日の翌日以降本新株予約権の行使ができず、投資家が高いリスクを負っていること、本新株予約権の行使価額の修正は上方にのみ修正され下方には修正されないことを考慮し、さらに当社の財務状態、収益状況及び配当状況等の事情を考慮した上で、投資家の当社に対する投資リスクを総合的に勘案した。かかる本新株予約権の理論価値(オプションバリュー)の算出結果を踏まえ、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって有利な発行価額であると当社が判断した、金78,933円を本新株予約権1個あたりの発行価額とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成17年8月16日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を4.90%下回る額とした。

25. その他本新株予約権発行に関し必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

26. 当社と割当先であるゴールドマン・サックス証券会社は、本新株予約権の保有に関し、以下の合意を行う予定である。

(1) 割当先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない。

(2) 当社は、本新株予約権の発行日以降、いつでも、割当先に対して買戻日に先立つ10日以上前に通知を行った上で、当該買戻日に、本新株予約権1個あたり、当該買戻日において消却のための公告又は通知がなされたものとして第14項第(1)号に基づき算出された消却の対価相当額(以下「買戻価額」という。)にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を買戻すことができる。この場合、第12項の規定にも拘らず、割当先は、当該買戻しの通知がなされた日の翌日以降、本新株予約権の行使は行わないものとする。

27. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上